

山梨学院大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程

(平成21年7月21日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費の運営・管理に関する体制を定めることにより、公的研究費の適正な運営・管理を図り、もって本学における教育研究活動の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究費等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費の最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的資金の運営・管理について最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第4条 公的研究費の統括管理責任者は、副学長とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費のコンプライアンス推進責任者は、大学事務局長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ。

3 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施し、かつ定期的な啓発活動を実施する。また、公的研究費の運営・管理・執行のモニタリングを行い、必要に応じて指導する。

(不正防止)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、不正を誘発する要因に留意し、その執行に当たっては、遺漏がないよう対応するものとする。

(相談窓口の設置)

第7条 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等について本学内外からの相談を受け付ける窓口を、学事センター学事課に設置する。

2 相談窓口は、不正を発生させる要因について、本学全体の状況を把握し、体系的に整理し評価するとともに、不正発生要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。

(通報窓口の設置)

第8条 公的研究費の不正使用等に関する本学内外からの通報を受け付ける窓口を、法人本部総務部総務課に設置する。

2 通報窓口は、通報を受け付けた場合、速やかに通報内容を関係所属長及び統括管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、速やかに通報内容を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、通報等を受け付けた場合は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を公的研究費配分機関に報告する。

(調査)

第9条 最高管理責任者は、学内外からの通報及び内部監査により、公的研究費の不正使用に係る調査が必要と認めるときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、法人事務局長、関係所属長、及び法人事務局長が指名した教職員3名以内、並びに本学及び通報者、被通報者と利害関係を有しない第三者（弁護士、公認会計士等）で構成する。

3 調査委員会の会議は、法人事務局長が召集し、法人事務局長が議長となる。

4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について検討を行う。また、この結果に応じて講じるべき措置について、最高管理責任者に報告する。

5 調査委員会は、必要に応じて、当該調査の対象となっている者に対し、調査対象の研究費の使用停止を命ずることができる。

6 調査委員会は、調査の過程において、次の事項を確認し、調査対象の公的研究費配分機関への報告及び調査への協力を行わなければならない。

(1) 調査方針・方法等について配分機関に報告、協議すること

- (2) 調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を配分機関に提出すること
- (3) 通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出すること
- (4) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じること

7 調査委員会の事務は、法人本部総務部総務課が取り扱う。

(措置)

第10条 最高管理責任者は、調査委員会の報告を踏まえ、必要な措置を講じる。

- 2 調査の結果、公的研究費の不正使用の事実が認められた場合は、教職員懲戒規程に基づき、懲戒処分等の措置を講ずるものとする。

(内部監査)

第11条 本学における公的研究費の運営・管理に関する内部監査は、内部監査規程に基づき、理事長の直轄的な組織として位置付けられた監査員（監査チーム）が行う。

- 2 監査員は、内部監査規程及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正)に基づいて、内部監査を実施する。
- 3 監査結果は、学校法人C2C Global Education Japan（以下、「本法人」という。）監事が監査し、本法人理事会に報告のうえ、寄附行為第14条に定める通り取り扱う。

(監事との連携)

第11条の2 監査チームは、監査の実施に際し、寄附行為第14条に定める監事と緊密に連携し、監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、機関全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

- 2 監事は特に統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が、不正防止計画に反映され、その計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、2021年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。